

# 居宅介護支援 重要事項説明書

(令和4年4月1日現在)

## 1 社会福祉法人長生会 ケアプランだるまさん（以下、「事業所」といいます。）が提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-30-0288 (17:30以降緊急用携帯電話対応)

相談窓口 社会福祉法人長生会 ケアプランだるまさん

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

## 2 社会福祉法人長生会 ケアプランだるまさん居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人長生会 ケアプランだるまさん
所在地	千葉県長生郡長生村本郷5366-72
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県1276800172号）
サービスを提供する地域	茂原市、白子町、一宮町、睦沢町、長生村

### (2) 事業所の職員体制

※（ ）内の数字は男性職員数

	資格	常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名 (0)	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う	1名(0)
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護支援専門員	1名(0) 0名(0)	管理者の指揮命令を受け、要介護者等に適正な居宅介護支援の提供に当たる	1名(0)

### (3) 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 祝日は営業
休業日	土、日、12月31日～1月3日まで

### 3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅介護支援の申し込みを受けてから、当事業所の介護支援専門員がご自宅へ伺い、課題分析を行い、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業所とサービス計画に基づく依頼と調整を図った後に、実際のサービス提供に至ります。また、サービスの継続的な把握と評価に至る一連の居宅介護支援を行います。

居宅サービス計画の作成にあたっては、公正中立なケアマネジメントを確保するため利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。

また、利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

合わせて当事業所が作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙にて説明します。

また、入院時における医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に伝えるよう、利用者またはその家族に対し事前に協力を依頼することが義務づけられています。介護支援専門員は、より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者の情報を提供します。

### 4 感染症予防及び災害対応への取組み

感染症予防及び災害時に関する取組みとして、各委員会の設置、指針の整備、研修会の開催、定期的な訓練等を実施します。

また、感染症や災害が発生した場合でも、サービスを安定的かつ継続的に提供するための、計画の作成、研修会の開催、訓練を実施し有事に備えます。

### 5 虐待防止への取組み

利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待発生または再発を防ぐための指針の整備、委員会の設置、定期的に研修会を開催し虐待防止、発生予防に努めます。

### 6 契約解除（事業者からの申し出による契約解除）

契約者及び後見人並びに家族等が事業者や職員に対して禁止行為を繰り返すなど、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することができます。

《介護サービス利用にあたっての禁止行為》

- (1) 職員に呈して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、シルバーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットに掲載すること。

## 7 利用料金

### (1) 種類

#### ①利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、所轄市町村の窓口に出すと、全額の払い戻しを受けることができます。

#### ②交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は1kmあたり50円です。

ただし、利用開始から3ヶ月間は試行期間として無料です。

#### ③解約料

居宅サービス計画確認押印後、ご利用者のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

当月10日以内の解約の場合	無 料	
当月11日～20日解約の場合	要介護1～5	半額
当月21日～末日の解約の場合	要介護1～5	全額

#### ④その他

要介護認定申請代行費は無料です。

### (2) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をしますので、月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行します。

## 8 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談・苦情窓口 : ケアプランだるまさん

電 話 : 0475-30-0288

担 当 : 星野 由起子

### (2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。  
現在お住いの地域の所轄市役所、所轄役場にご連絡下さい。

茂原市役所 0475-20-1572

一宮町役場 0475-42-1431

白子町役場 0475-33-2111

長生村役場 0475-32-6810

睦沢町役場 0475-44-1111

\*千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地： 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3

電話番号： 043-254-7426

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要となる事項を説明し、交付しました。

#### <事業者>

所在地 千葉県長生郡長生村本郷5366-72

事業所名 社会福祉法人 長生会 ケアプランだるまさん  
(指定番号 1276800172)

事業者名 理事長 鈴木 勝幸 (印)

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所：

氏名： ⑩

<代理人>

住所：

氏名： ⑩ (続柄 )

ケアプランだるまさん 居宅介護支援 重要事項説明書 別紙

- 1 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は以下の通りです。

訪問介護	35	%
通所介護	42	%
地域密着型通所介護	6	%
福祉用具貸与	73	%

- 2 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとに、同一事業者により提供された割合は以下の通りです。

**訪問介護**

リンクスヘルパーステーション茂原	51 %
訪問介護だるまさん	38 %
リンクスヘルパーステーション東郷	6 %

**通所介護**

デイサービスセンターだるまさん	27 %
デイサービスセンターかしま	23 %
老人デイサービスまきの木苑	17 %

**地域密着型通所介護**

リハビリ特化型デイサービススターズライト	44 %
リハビリデイさとう	33 %
デイサービスセンター長生東	22 %

**福祉用具貸与**

パラメディカル株式会社	31 %
株式会社トーカイ茂原営業所	27 %
チャフルキョウエイ事業所	19 %

※前6ヶ月の期間 (R 5年 9月 1日～ R 6年 2月 29日)

上記内容について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

印

代理人氏名

印